

全員協議会記録

令和6年2月5日

【開催日】 令和6年2月5日（月）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時14分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	伊場勇	議員	大井淳一朗
議員	岡山明	議員	奥良秀
議員	笹木慶之	議員	白井健一郎
議員	恒松恵子	議員	中岡英二
議員	中島好人	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	古豊和恵
議員	前田浩司	議員	松尾数則
議員	宮本政志	議員	森山喜久
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	吉永美子		

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
議事係主任	岡田靖仁	庶務調査係書記	若野みちる

【付議事項】

議運決定事項について

午前10時 開会

高松秀樹議長 おはようございます。ただいまより全員協議会を始めます。本日の付議事項は議運決定事項についてでございます。議会運営委員長の報告を求めます。

（宮本政志議会運営委員長 登壇）

宮本政志議会運営委員長 おはようございます。それでは、第9回から第11回議運決定事項について報告いたします。1点目、能登半島地震に対する義援金について、山陽小野田市議会として、被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、早期の復旧・復興をお祈りするため、義援金として計21万円を支援いたします。なお、当該義援金は、北信越市議会議長会が開設した専用の災害義援金口座に振り込みます。また、当該義援金は、北信越市議会議長会から時宜を見て被災地支援のために拠出されるとのことでございます。2点目、3月定例会日程案について、資料1のとおりといたしました。3点目、本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影について、これまで、本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影を許可していたが、当該行為により議員の発言が抑制されるという懸念があるため禁止することといたしました。4点目、代表質問の取扱いについて、本市議会においては、全ての定例会において全議員が一般質問を行う機会を確保しており、一般質問においても施政方針に対する質問ができるなど、代表質問と一般質問との差異を見だし難いことから、代表質問については、令和6年第1回（3月）定例会から廃止することとし、申し合わせ事項を資料2のとおりと改正いたしました。5点目、モニター意見について、次の意見に対して、次のとおり回答することとしております。下記記載の内容を御確認ください。6点目、本会議での採決時における議員の行動について、令和5年12月19日の本会議中、委員会提出決議案第2号の採決の際に、速やかに賛否の意思を表せなかった議員がいた。議決権の行使は議員の重要な職責の一つであるため、緊張感を持って会議に臨むことを求める。また、同じときに、当該議員に対して議決権を行使するように促した議員がいた。その真意はどうか、当該行為は、着座により反対の意思を表示している議員に対して、起立して賛成に転じるように翻意を促したという誤解を与えかねない行為である。市民から疑いを持たれかねないこのような行為は厳に慎むことを求める。7点目、陳情の受理要件の確認について、陳情書は請願書の例により処理するものとさ

れており、請願書の受理要件は会議規則第138条に規定されておりである。同条第4項には、「請願書の提出は、平穏になされなければならない。」と規定されているが、この「平穏」とは、請願の内容が平穏であることではなく、受理の強要等によらず請願書が平穏に提出されることを指すものである。なぜなら、議会は請願書の内容を本会議で審議し、または委員会で審査して取扱いを決定するため、その内容が激烈であっても支障がないからである。このことから、請願は、形式や手続が整っている限り受理しなければならない旨の行政実例も存在する。また、請願の内容は、本市議会が願意を達成できるものを中心とすべきことから考えると、基本的人権を否定する内容や個人の秘密を暴露する内容の請願書等が提出された場合には、議長はそもそも当該請願書を受理しないという取扱いも考えられる。しかし、それらが明白な場合は別として、多くの場合、事務局においてその判断を行うことは非常に困難である。以上のことから、本市議会においては、陳情書、請願書等が提出された場合、前述のように明白な場合を除き、会議規則に規定している要件を形式的に満たしているならば、今後も請願、陳情等として受理することを確認いたしました。以上で報告を終わります。

(宮本政志議会運営委員長 降壇)

高松秀樹議長 議会運営委員長の報告が終わりました。質疑はございますか。

中島好人議員 一つずつやると思ってたんですけども、全体でいいんですよ。代表質問の取扱いについて、一般質問と代表質問の差異が見つからないため、廃止するというんですけども、私の感覚では、代表質問は市長が答弁に立つという認識です。我が山陽小野田市長はなかなか一般質問についても答弁に立たないという中で、代表質問は必要という感覚でおったんですけども、その点についての審議内容についてお尋ねしたいと思います。

宮本政志議会運営委員長 今回の質疑に対してですけど、そもそも廃止はこの議会運営委員会で決定しております。昨年3月、代表質問の休止についても異議なく同意を得て議運決定しております。今、中島議員がおっしゃるように、市長の答弁についても一般質問において、議員の技量で市長から答弁を得ればよいという議論もございましたので、議運で廃止をこのたび決めております。以上です。

山田伸幸議員 今、「技量で」という答弁がありました。しかしながら、市長しか答弁できないはずなのに、それを副市長なり、ほかの執行部なりが答弁するということがずっと続いているんですが、議会として何らかのアクションを市長に対して起こされたんでしょうか。

宮本政志議会運営委員長 今回の山田議員の質疑は、代表質問廃止とどのように整合する質疑か少し分かりませんので、もう一度お願いします。代表質問の廃止についての質疑と思いますが、いかがですか。

山田伸幸議員 今回の私の質問は、中島議員が言ったように、市長がなかなか答弁に立たないというところを捉えたものであります。議会としてどう考え、そして、今まで市長に対して、もっと答弁に立ってほしいとか、せめて指名されたときには答弁に立つべきだというアプローチが市長に対してなされてきたのかどうなのかということをお聞きしております。

宮本政志議会運営委員長 市長にそのようなアプローチをしたという記憶はございません。以上です。

山田伸幸議員 本会議場での質問はそれなりに準備もして臨んでいるわけですから、特に高度に政治的なものを求めた場合は、市長以外に答弁できないということもあるわけで、その点について議会としてのアプローチが必要ではないかなと考えておりますが、いかがですか。

宮本政志議会運営委員長 山田議員の要望であり、代表質問の廃止とはそれた
かもしれませんけど、今、山田議員がおっしゃっている点を踏まえて、
今後、議運では協議していきます。以上です。

中島好人議員 7番の陳情の受理要件の確認について、二つの内容に分かれて
いると思うんですけども、一つは、請願が形式や手続が整っている限り
受理するという行政実例があるという話です。もう一方では、基本的な
人権を否定する内容や個人の秘密を暴露する内容の請願等が提出された場
合には、議長はそもそも当該請願書を受理しないという取扱いも考えら
れると。基本的な基準とか、取り扱うか、取り扱わないかの決定事項は
議長の裁量によると理解してもよろしいのでしょうか。

宮本政志議会運営委員長 先ほども報告いたしました、会議規則に規定して
いる要件を形式的に満たしているならば、請願、陳情としては受理する
ことを確認いたしましたという結びつけが最後にあります。ただし、全
てではないところが、前述のように説明しているんですけど、それにつ
いての御質問ですか。

中島好人議員 要するに、基本的人権を否定するような内容が明白な場合を除
きでしょう。その明白な場合の判断の基準を今言ったわけですけども、
その辺の基準はもう議長の判断によって決められるわけですかというこ
とです。

宮本政志議会運営委員長 先ほどの報告をよく読んでいただいたらもうお分か
りだと思うんですけども、基本的人権を否定する内容、個人の秘密を暴
露する内容の場合は、そもそも議長は当該請願書を受理しないという取
扱いも考えられますということを申し上げました。そういった場合、明
白な場合は別として、事務局においても受理するかどうか取扱いが非常
に困難です。ですから、会議規則に規定する要件を形式的に満たしてい
るならば、今後も請願、陳情は受理することを確認しましたと報告しま

した。そうすべきでないのかどうか、質疑が分かりにくいので、もう少し具体的に聞いていただいたほうがお答えしやすいんですが。

山田伸幸議員 この確認についての文書の中に、それらが明白な場合は別としてとあります。この明白な場合の基準というのが、山陽小野田市は何も規定されてないと思うんですが、いかがですか。

宮本政志議会運営委員長 基本的人権を否定する内容とか個人の秘密を暴露する内容は規定しようと思っても、多々ありますから、明確な場合、あるいは、これはどうなのかという場合は、その都度、確認していくことと思います。規定は非常に難しいと思います。

高松秀樹議長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前10時14分 散会
